

国保に加入する人（被保険者になる人）

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者（被保険者）となります。（強制加入※1）

加入は世帯ごと

国保では、大人や子どもの区別なく一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行い、「世帯主※2」がその届け出や保険税を支払います。

※ 1 家族が職場の健康保険に加入しているときは、その扶養家族として健康保険に加入できる場合があります。加入条件や給付条件などを確認して、加入先を検討してください。

※ 2 世帯主が他の健康保険に加入し、家族が国保に加入する場合も世帯主名義で加入いただくことになります。その場合の世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、14日以内に保険年金課に届け出てください。

国保に加入するとき（国保の資格を得る日）

- 職場の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
- 他の市区町村から転入してきたとき（転入してきた日）
- 子どもが生まれたとき（生まれた日）
- 生活保護を受けなくなったとき（受けなくなった日）

●加入の届け出が遅れると●

- 保険税は届け出をした日からではなく、資格を取得した月までさかのぼって払うことになります。
- 保険証がない期間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

国保をやめるとき（国保の資格を失う日）

- 職場の健康保険などへ加入したとき（加入した日の翌日）
- 他の市区町村へ転出したとき（国外は転出日の翌日）
- 後期高齢者医療制度に加入したとき（加入した日の翌日）
- 死亡したとき（死亡した日の翌日）
- 生活保護を受け始めたとき（受け始めた日）

●やめる届け出が遅れると●

- 資格喪失した保険証で診察を受けると、国保が負担した医療費はあとで返還しなければなりません。
- 他の健康保険などに加入すると、保険税を知らずに二重に納めてしまうことがあります。